補助金の上限等が増額となる条件				病院			診療所・薬局 (大型チェーン 薬局以外)	大型チェーン 薬局 (グループで 処方箋の受付が 月4万回以上)
パターン	条件1 顔認証付き カードリーダー 申請日	条件2 システム 事業者との 契約日	条件3 運用開始日	顔認証付きカードリーダー 3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
				1台	2台	3台		
加速化プラン	~2021/3/31	-	-	210.1万円を上 限に補助	200.2万円を 上限に補助	190.3万円を上 限に補助	42.9万円を 上限に補助	42.9万円を 上限に補助
既定の補助 (見直し前)	2021/4/1~	下記①②のいずれにも 該当しない場合		105万円を 上限に補助 ※事業額の 210.1万円を上限 に1/2を補助	100.1万円を 上限に補助 ※事業額の 200.2万円を上限に 1/2を補助	95.1万円を 上限に補助 ※事業額の 190.3万円を上限に 1/2を補助	32.1万円を 上限に補助 ※事業額の 42.9万円を上限に3/4 を補助	21.4万円を 上限に補助 ※事業額の 42.9万円を上限に1/2 を補助
増額条件① (見直し後)	2022/6/7 ~ 12/31	~2023/2/28	-	210.1万円を 上限に補助 ※事業額の 420.2万円を上限 に1/2を補助	200.2万円を 上限に補助 ※事業額の 400.4万円を上限に 1/2を補助	190.3万円を 上限に補助 ※事業額の 380.6万円を上限に 1/2を補助	42.9万円を 上限に補助 ※事業額の 42.9万円を上限 に実費補助	-
増額条件② (見直し後)	2021/4/1 ~ 2022/6/6	-	2022/6/7~ 2023/1/31	既定の補助に加え、増額条件①により算出された額と既定の補助により算出された額との差額を交付 (実質的に、増額条件①(見直し後)と同額を交付)				-

- ※補助金が交付済みの施設については上限等の増額はありません。
- ※補助金の対象は、(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等となります。(消費税分(10%)も補助対象)
- ※いずれのパターンにおいても、従前どおり、これらの改修等事業を令和5年3月31日までに完了し、同年6月30日までに交付申請していただく必要があります。